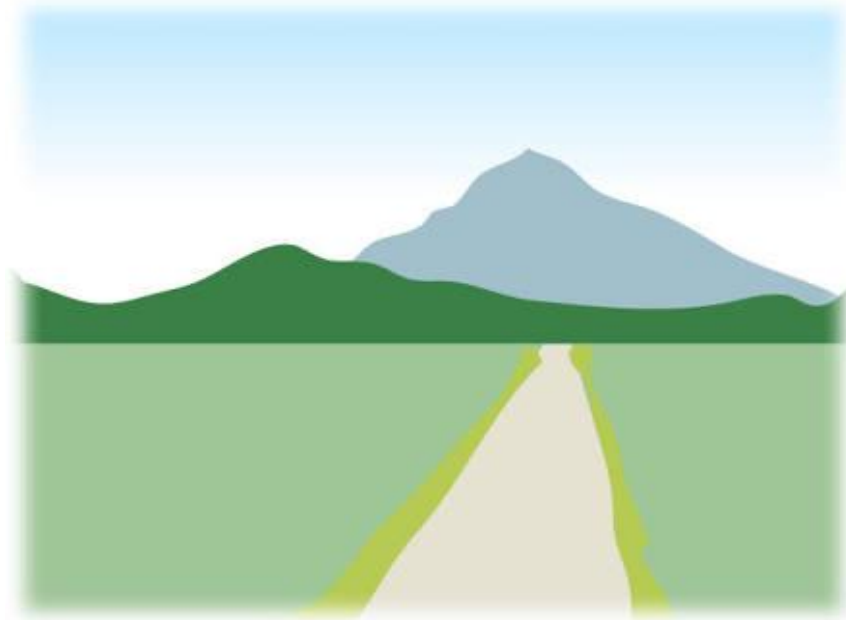


歯科医療の専門性について

参考資料 1 歯科医療の専門性について

- ① すべての歯科医師に求められるもの
- ② 勤務先別の歯科医師、医師の割合
歯科医師、医師の専門医取得割合
- ③ 専門性と歯科医療提供内容との関係
- ④ 研修等の実施主体
- ⑤ 歯科における専門性
- ⑥ 医師における総合診療医に相当する歯科医師の必要性についてどう考えるか？
- ⑦ 広告可能な診療科等（医療法）
- ⑧ 広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について（歯科）

参考 日本歯科医学会に所属する専門分科会及び認定分科会



すべての歯科医師が生涯にわたり
能動的に研修を積むことが重要

専門医の取得はモチベーションのひとつとなりうる

新しい医科の専門医の仕組みでは・・・

専門医制度整備指針（第1版）

日本専門医機構 2014年7月

専門医の認定・更新 教育研修実績

・ 必修のもの

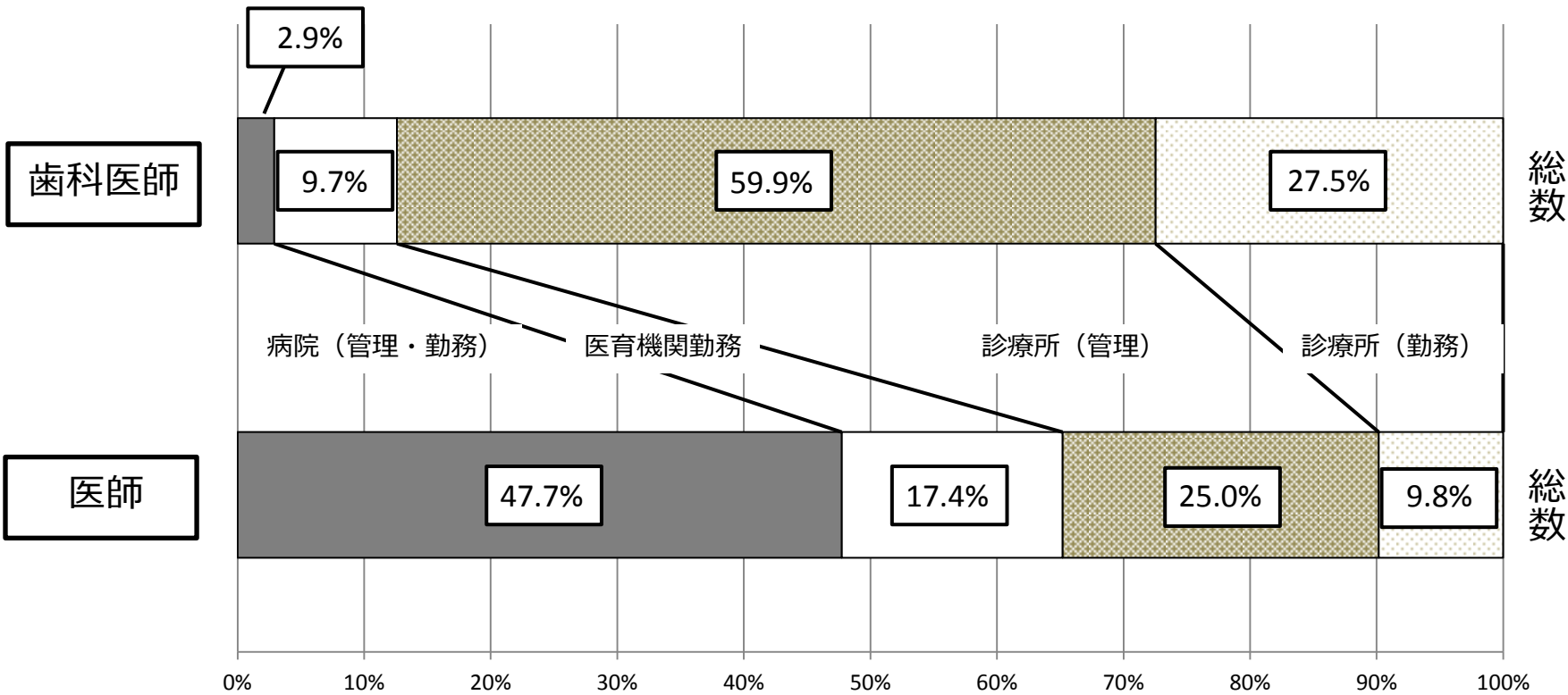
- ・ 医療安全(患者の安全と安心)
- ・ 感染対策
- ・ 医療倫理

- ・ 望ましいもの（各診療領域で取り組むべきもの）
- ・ 医師の教育に関するもの
- ・ 医療事故・医事法制に関する事項
- ・ 医療経済（保険医療等）に関する事項
- ・ 臨床研究・臨床試験等に関する事項
- ・ EBM に基づく医療に関するもの
- ・ 各専門医制度に含まれる最新の情報

60 日本医師会の生涯教育講習（方略）

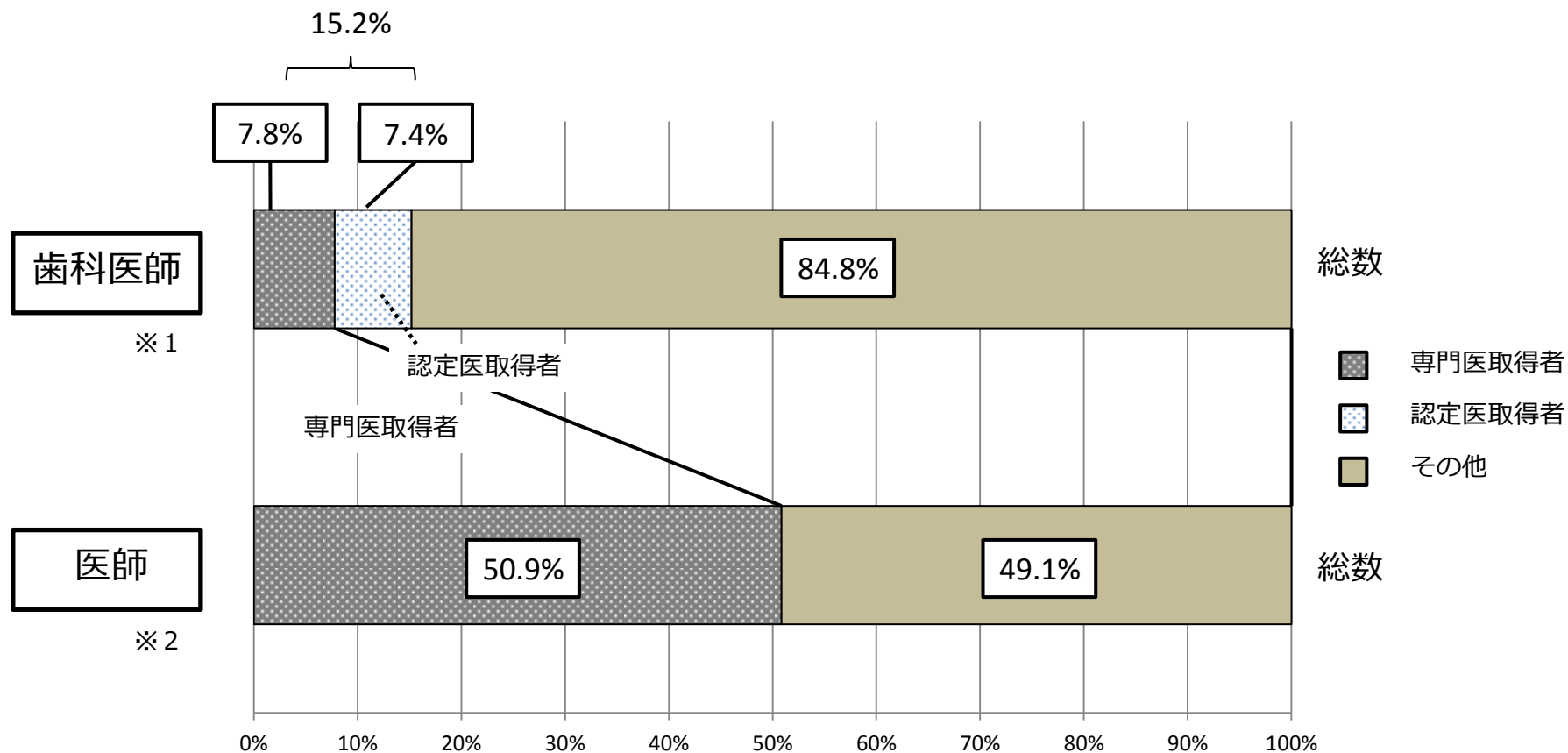


勤務先別の歯科医師、医師の割合



出典：平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査

- 病院（管理・勤務）
- 医育機関勤務
- 診療所（管理）
- 診療所（勤務）

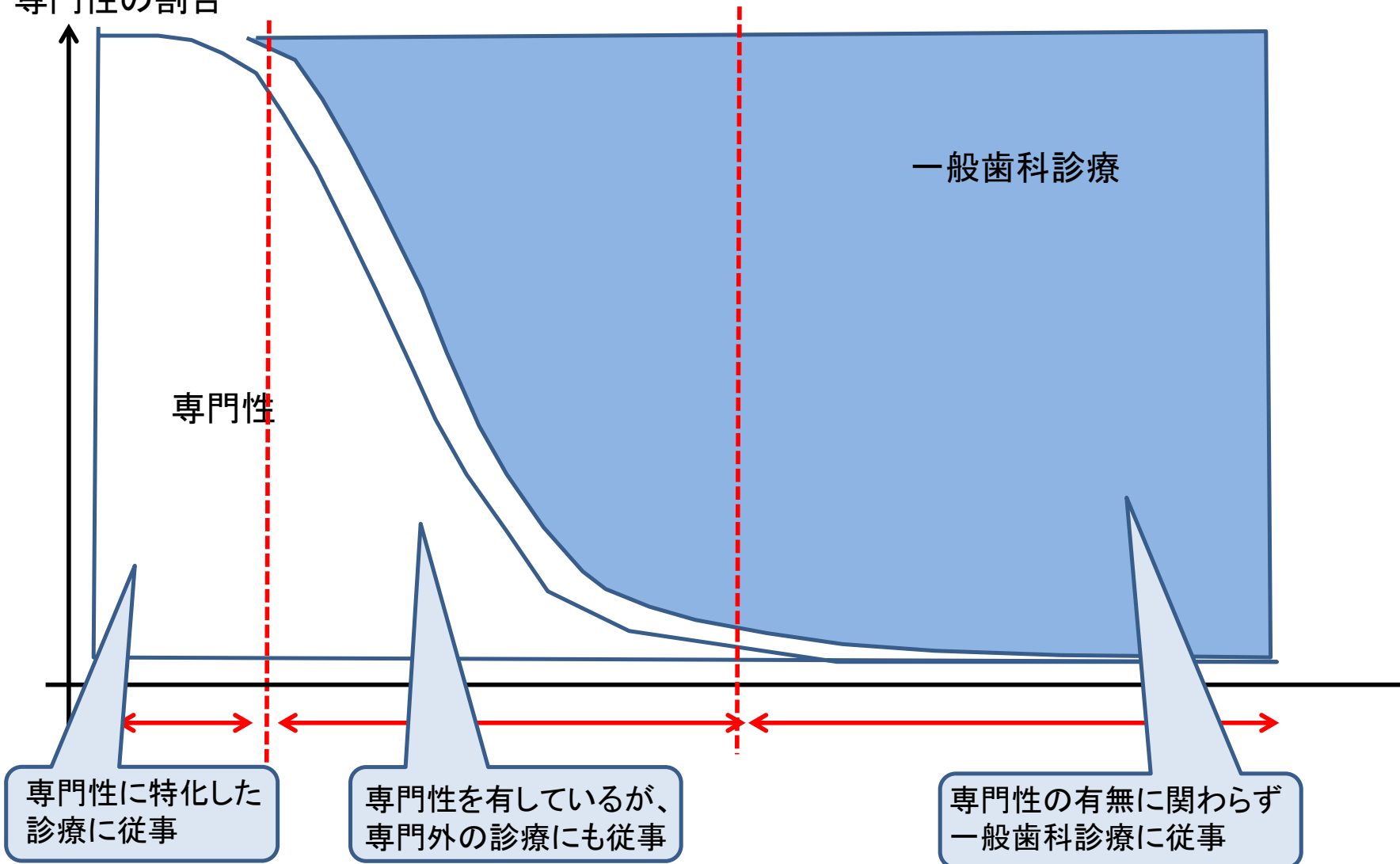


③

専門性と歯科医療提供内容との関係

業務内容に占める
専門性の割合

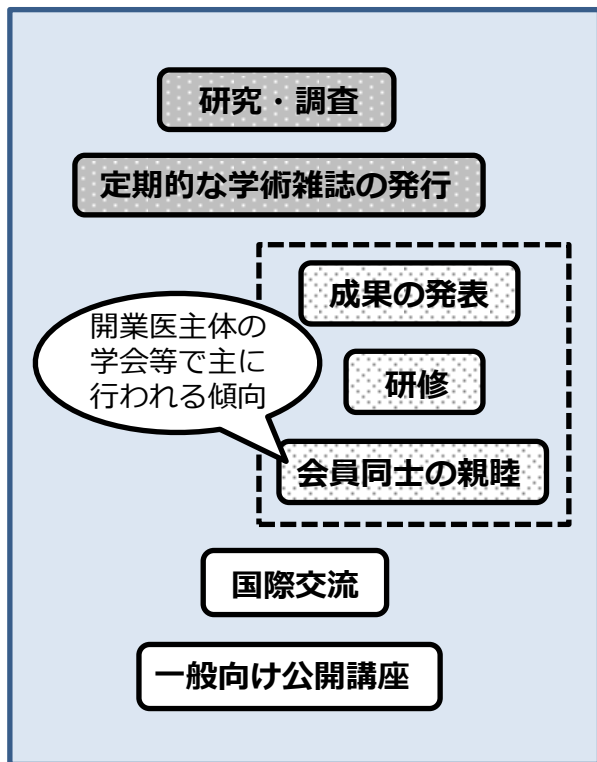
イメージ図



研修等の実施主体

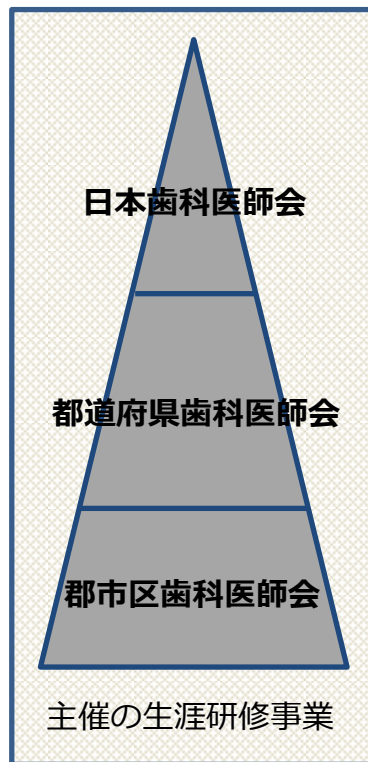
上記の団体の主催での研修??

学会



学会認定の専門医等取得

歯科医師会



所定の単位取得者には日本歯科医師会生涯研修修了証もしくは認定証を交付

大学



民間主催のセミナー等



セミナー等主催者認定の修了証や認定証を交付

① **国民からみた専門性について**

② **歯科医師からみた専門性について**

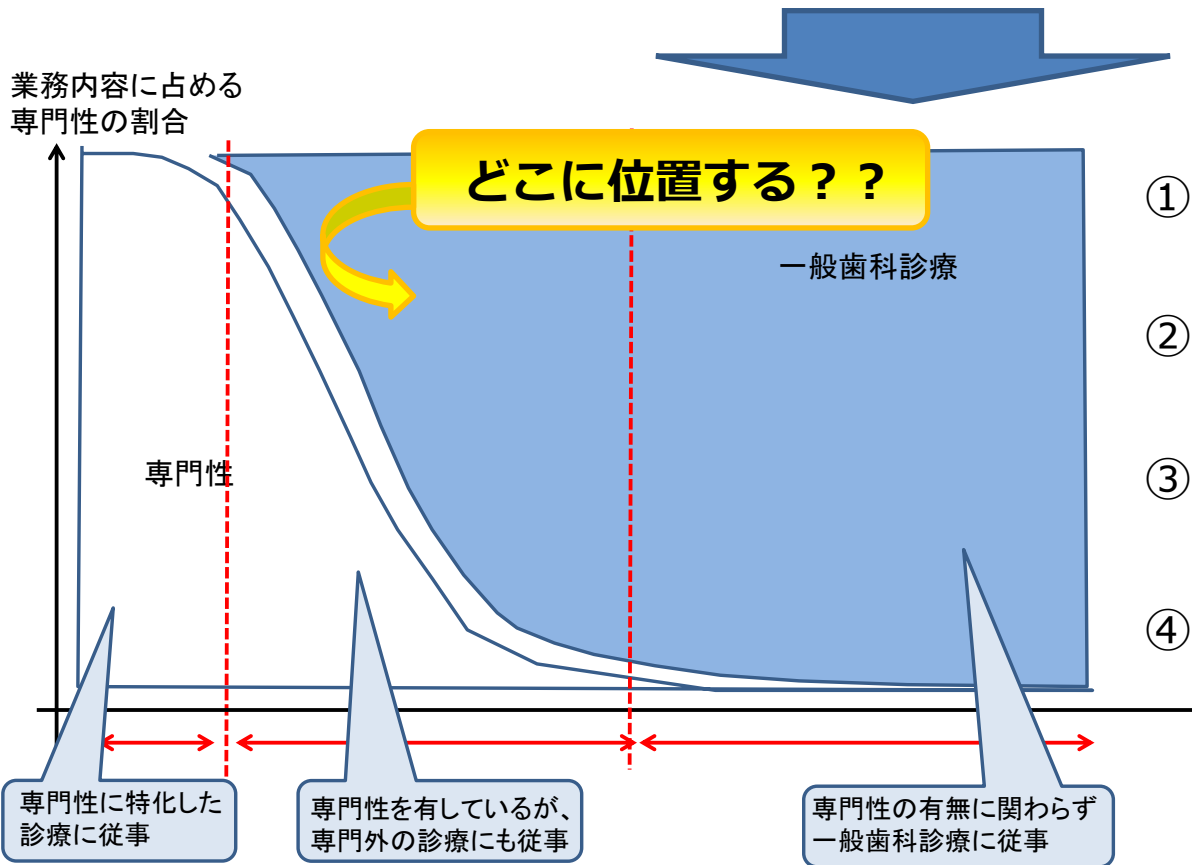
(例) 歯科医師間での紹介率

③ **医科との相違点**

その他 **補綴や歯科矯正等、自費診療が多い
分野が存在**

1. そもそも必要か否か？

2. 仮に必要であるならばどのような枠組みとなるか

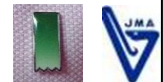


- ① 地域包括ケアの中で活躍できる歯科医師??
- ② ハイリスク型患者に対応できる歯科医師??
- ③ 医療安全、倫理、感染対策を徹底している歯科医師??
- ④ かかりつけ歯科医師??

新しい医科の専門医の仕組みでは・・・

総合診療専門医 コア・コンピテンシー

- 1・人間中心の医療・ケア
- 2・包括的統合アプローチ
- 3・連携重視のマネジメント
- 4・地域志向アプローチ
- 5・公益に資する職業倫理規範
- 6・診療の場の多様性



新しい医科の専門医の仕組みでは・・・

「総合診療専門医」が必要と考えられる分野

- 人口減少地域で、医師一人で多くの科の診察を行わなければならない地域
- 病院などで、特定の臓器や疾患に限定することなく幅広い視野で患者を診る医師が必要であるケース
- その他



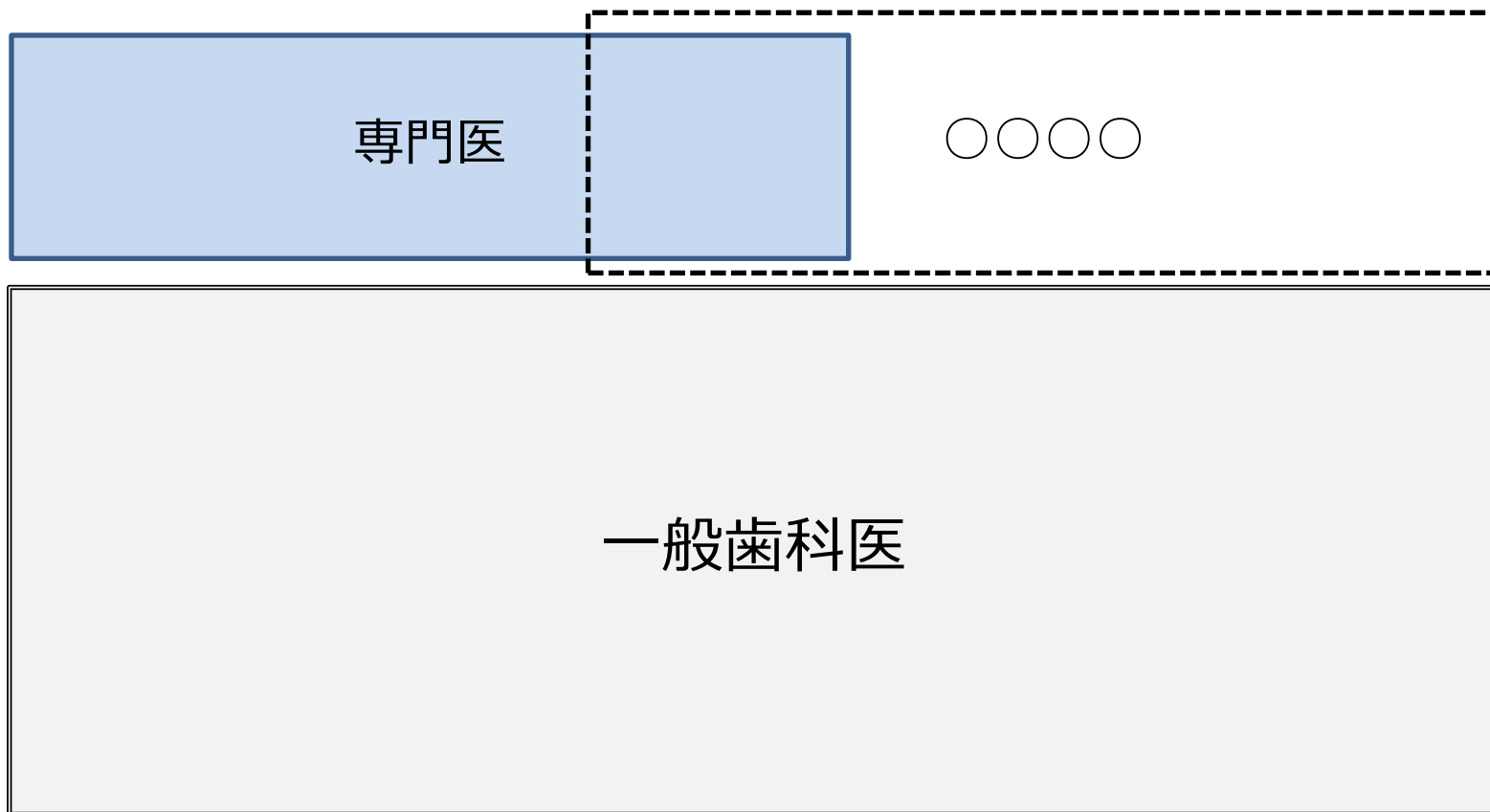
- 目標は、国民にとって安心・安全な医療提供体制の構築



⑥-2 医師における総合診療医に相当する歯科医師の必要性についてどう考えるか？

例 1

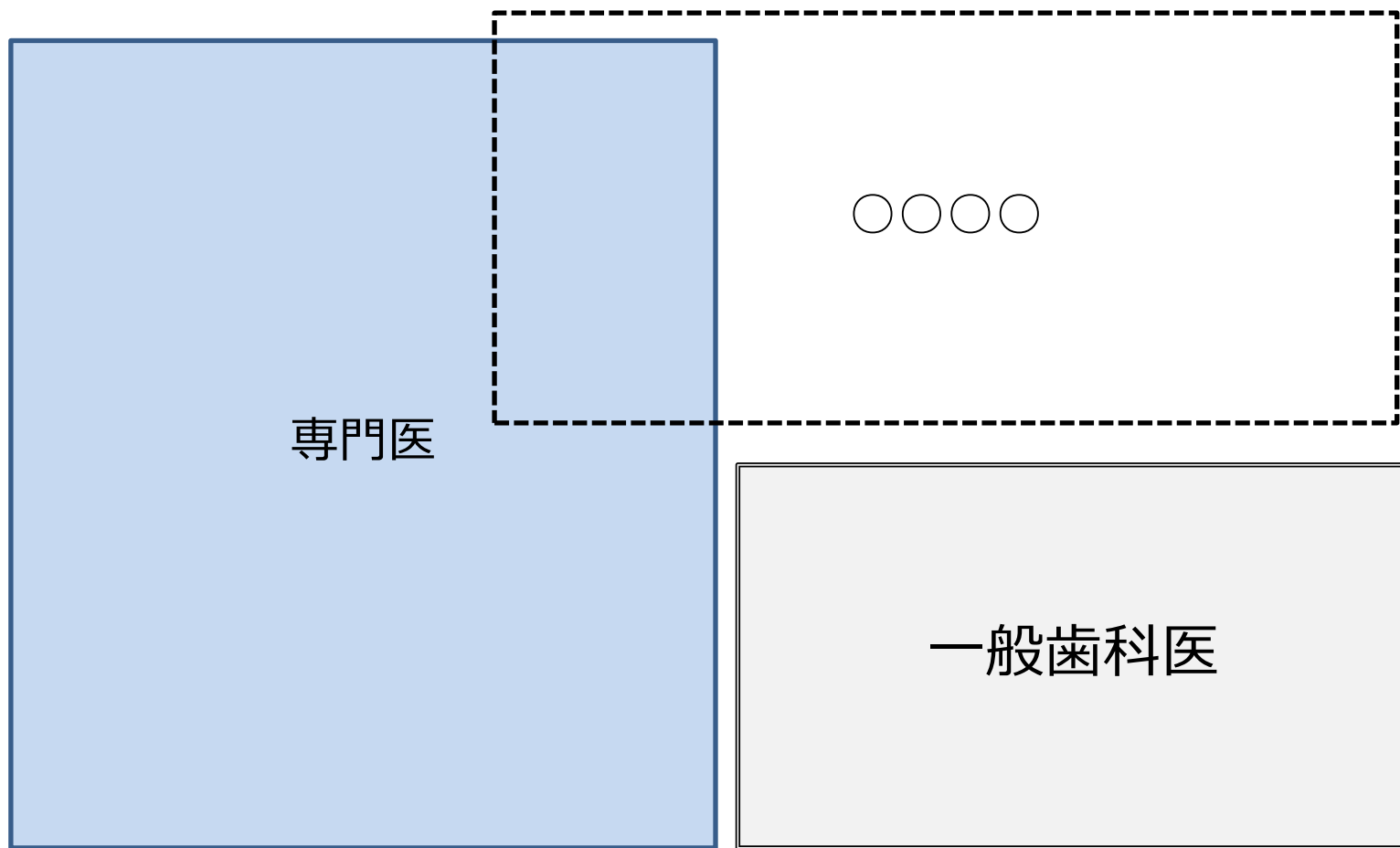
イメージ図



⑥-3 医師における総合診療医に相当する歯科医師の必要性についてどう考えるか？

例 2

イメージ図



医療等にかかる広告の制限（医療法第6条の5第1項）

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 略

二 診療科名

三から六まで（略）

七 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして、厚生労働大臣が定めるもの

八から十三まで（略）

広告することができる診療科名（医療法施行令第3条の2）

一 略

二 歯科医業については、次に掲げるとおりとする。

イ **歯科**

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

(1) **小児**又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) **矯正**若しくは**口腔外科**又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法（医療法施行規則第1条の9の5）

第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第一項第二号ロの規定により歯科と同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

⑧ 広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について（歯科）

【歯科医師の専門性資格】

団体名	資格名	届出受理年月日
日本口腔外科学会	口腔外科専門医	平成15年11月19日
日本歯周病学会	歯周病専門医	平成16年10月5日
日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	平成18年3月24日
日本小児歯科学会	小児歯科専門医	平成18年3月24日
日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医	平成22年3月17日

参考 日本歯科医学会に所属する専門分科会及び認定分科会

日本歯科医学会専門分科会

- ・ 歯科医学の発展に寄与する独自の研究分野、複数の領域にまたがる複合的な研究分野および社会的要請の強い研究分野などを含む代表的な専門学会
- ・ 会員構成500名以上
- ・ 原著論文等が、原則として年20編以上掲載（ほか）

歯科基礎医学会	日本歯科保存学会	日本補綴歯科学会	日本口腔外科学会	日本矯正歯科学会	日本口腔衛生学会	日本歯科理工学会	日本歯科放射線学会	小児歯科学会	日本歯科周病学会	日本歯科麻酔学会	日本歯科歴史学会	日本歯科医療管理学会	日本薬物療法学会	日本障害者歯科学会	日本老年歯科医学会	日本歯科医学教育学会	日本口腔インプラント学会	日本顎関節学会	日本臨床口腔病理学会	日本接着歯学会
---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	--------	----------	----------	----------	------------	----------	-----------	-----------	------------	--------------	---------	------------	---------

計21学会

日本歯科医学会認定分科会

- ・ 歯科医学の発展に寄与する独自の研究分野、複数の領域にまたがる複合的な研究分野および社会的要請の強い研究分野などを含む専門学会
- ・ 会員構成300名以上
- ・ 原著論文等が、原則として年5編以上掲載（ほか）

日本レーザー歯学会	日本口腔感染症学会	日本有病者歯科医療学会	日本歯科心身医学会	日本臨床歯周病学会	日本歯内療法学会	日本歯科審美学会	日本歯科口腔機能学会	日本歯科東洋医学会	日本顎変形症学会	日本スポーツ歯科医学会	日本顎顔面補綴学会	日本顎咬合学会	日本磁気歯科学会	日本小児口腔外科学会	日本顎顔面インプラント学会	日本外傷歯学会	日本口腔診断学会	日本口腔腫瘍学会	日本口腔リハビリテーション学会	日本口腔顔面痛学会	日本口腔検査学会
-----------	-----------	-------------	-----------	-----------	----------	----------	------------	-----------	----------	-------------	-----------	---------	----------	------------	---------------	---------	----------	----------	-----------------	-----------	----------

計22学会